

インフルエンザ予防接種 のお知らせ

毎年、インフルエンザの流行は、通常初冬から春先にみられます。短期間に、子どもから高齢者まで大勢の方を巻き込み流行するという点で、普通のかぜとは異なるものです。さらに、65歳以上の高齢者や慢性疾患患者の死亡率が普段より高くなるという点でも同様のことがいえるため、インフルエンザにかからないよう予防することはとても大切なことです。

インフルエンザの予防のために、流行前に予防接種を受けることをお勧めします。予防接種を受けることは高齢者の発病防止や重症化防止に有効であることが確認されています。

インフルエンザの予防接種について、よくご理解のうえ、予防接種をお受けください。接種の時期についてですが、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。

このことから、より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月上旬までに接種を受けておくことが必要です。

また、普段の生活でもインフルエンザにかからないようインフルエンザの一般的な予防法をご紹介します。

★インフルエンザの一般的な予防法★

①十分な栄養・休養をとる。

体力低下は、インフルエンザにつけいるすきを与えてしまいます。インフルエンザに負けない体力をつけましょう。

②人込みを避ける。

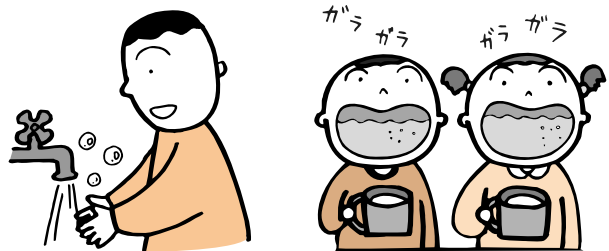
インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染します。

③室内の乾燥に気をつける。

インフルエンザの感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。加湿とともに室内の換気にも気をつけましょう。

④マスクを着用する。

⑤外出後は、手洗いうがいをする。



費用一部補助について

高齢者の皆さんにインフルエンザ予防接種の費用を一部補助します。接種を希望される方は、接種券と問診票が必要です。保健センターまで手続にお越しください。

対象 松前町に住民票のある65歳以上の方

内容 1人が1年度内に1回のみ

交付期間 平成16年10月15日(金)～17年1月31日(月)
執務時間中

交付場所 松前町保健センター

方法

①本人と確認できるものを保健センターにご持参ください。(運転免許証・保険証など)

※本人が来れない場合は代理人でもかまいません。(他に方法のない方は保健センターまでご連絡ください。)

②医療機関で使える予防接種券及び問診票を保健センターで発行します。

③医療機関へ行く前に、必ず予約の電話をしてください。(医療機関は、予約電話を受けてワクチンを用意します。)

④医療機関の窓口で、予防接種券・問診票及び個人負担金1,000円を提出します。

以上で予防接種が受けられます。かかりつけ医とよくご相談のうえ、体調のよい時に接種してください。

予防接種場所 松山市・伊予市・伊予郡内の医療機関

※入院中の方や施設に入所されている方は、医療機関・入所施設管理者と相談してください。

問い合わせ 松前町保健センター ☎985-4118